



令和5年度集団指導

サービス管理責任者等研修について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班

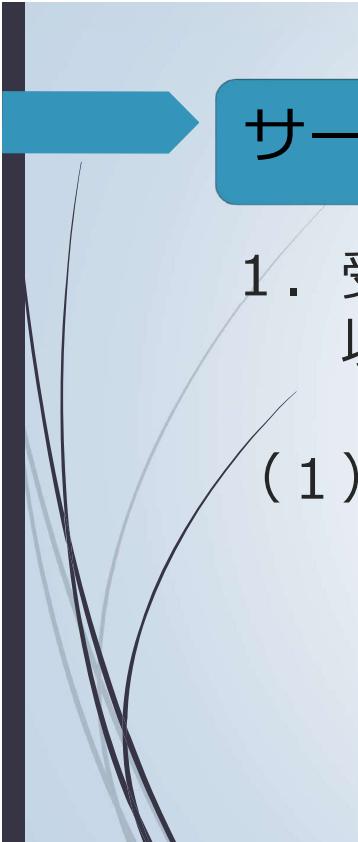


本講義の構成

1. サービス管理責任者等基礎研修について
2. サービス管理責任者等実践研修について
3. サービス管理責任者等更新研修について



1. サービス管理責任者等基礎研修について



サービス管理責任者等基礎研修について①

1. 受講対象者

以下（1）（2）の要件を満たす者

- (1) 千葉県内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児入所施設または指定障害児通所支援事業所において、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事しようとしている者。

サービス管理責任者等基礎研修について②

(2) 下記区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主任用資格等を有する者による直接支援の業務 (社会福祉主任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

サービス管理責任者等基礎研修について③

2. 受講期間等

(1) 講義：3日間

相談支援従事者初任者研修講義2日含む
会場開催・オンデマンド配信

(2) 演習：2日間

会場開催・対面式

サービス管理責任者等基礎研修について④

3. 令和6年度実施予定

人材不足等による受講者ニーズの高まりを考慮し、募集定員の増員や開催時期を2回に分けることで受講機会の増加を図る。

概ねの開催時期は次のとおり

サービス管理責任者等基礎研修について⑤

4. 令和6年度第1回実施予定

(1) 受講申し込み受付：令和6年6月頃

(2) 講義：令和6年8月頃

(3) 演習：令和6年9月～令和6年10月頃

※上記スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

サービス管理責任者等基礎研修について⑥

5. 令和6年度第2回実施予定

(1) 受講申し込み受付：令和6年11月頃

(2) 講義：令和7年1月頃

(3) 演習：令和7年2月～令和7年3月頃

※上記スケジュールは、状況により変更となる場合
があります。

2. サービス管理責任者等 実践研修について

サービス管理責任者等実践研修について①

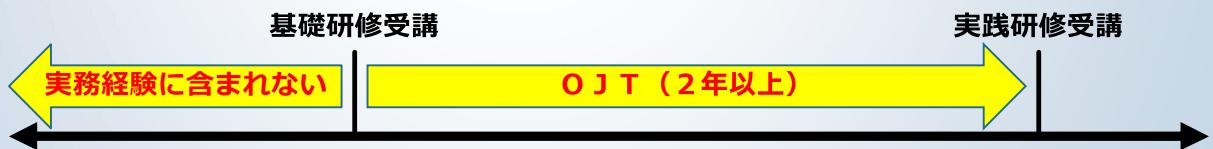
1. 受講対象者

以下（1）及び（2）～（4）のいずれかの要件を満たす者

- （1）千葉県内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児入所施設または指定障害児通所支援事業所において、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事しようとしている者。

サービス管理責任者等実践研修について②

- （2）サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務または直接支援の業務に従事した者。



例：令和7年4月1日に受講予定で基礎研修を令和2年1月31日に修了している場合
令和2年3月31日～令和7年3月31日の期間で2年以上の実務経験が必要。

サービス管理責任者等実践研修について①

- (3) 実践研修の受講にあたって、障害福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の業務に6か月以上従事した者
(指定権者に届出をしている者に限る)
- (4) 平成30年度までにサービス管理責任者研修を受講した者で令和6年3月31日までにサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者

サービス管理責任者等実践研修について③

2. 受講期間等

- (1) 講義：1日間
会場開催・オンデマンド配信
- (2) 演習：2日間
会場開催・対面式

サービス管理責任者等基礎研修について④

3. 令和6年度実施予定

実践研修受講にあたって必要な実務経験(OJT)が例外的に6か月以上で認められる者に考慮し、開催時期を2回に分けることで受講機会の増加を図る。

概ねの開催時期は次のとおり

サービス管理責任者等実践研修について④

4. 令和6年度実施第1回予定

(1) 受講申し込み受付：令和6年4月頃

(2) 講義：令和6年5月上旬頃

(3) 演習：令和6年5月下旬頃～6月下旬頃

※上記スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

サービス管理責任者等実践研修について④

5. 令和6年度実施第2回予定

- (1) 受講申し込み受付：令和6年10月頃
- (2) 講義：令和6年11月頃
- (3) 演習：令和6年12月頃

※上記スケジュールは、状況により変更となる場合
があります。

3. サービス管理責任者等 更新研修について

サービス管理責任者等更新研修について①

1. 受講対象者

以下（1）及び（2）～（4）のいずれかの要件を満たす者

- (1) 千葉県内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児入所施設等において、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事している者または従事しようとする者。

サービス管理責任者等更新研修について②

- (2) サービス管理責任者等実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等もしくは指定障害児入所施設等において**サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者**もしくは**管理者**として従事している者
- (3) 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所において、**相談支援専門員**として従事している者

サービス管理責任者等更新研修について②

- (4) サービス管理責任者等実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間において、
 - (2) もしくは(3)の業務に通算して2年以上従事していた者

サービス管理責任者等更新研修について③

2. 受講期間等

県の指定を受けた事業者により実施予定

講義・演習：計2日間

会場開催・対面式

サービス管理責任者等更新研修について④

3. 令和6年度実施予定期

申込みや実施時期については、現在検討中であり、後日県ホームページに掲載します。

最後に・・・

サービス管理責任者等研修をはじめ、障害福祉に関する研修については、下記千葉県庁公式ホームページで掲載しています。
スケジュールは変更となる場合がありますので、定期的に御確認ください。

障害福祉に関する研修／千葉県

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/index.html>

ご視聴ありがとうございました。